

平成31年度

東京都小学校PTA協議会

「東京都小学校教育振興に関する要望」に対する

東京都教育委員会からの回答

令和元年9月10日

東京都の小学校の教育について望むこと

要 望 事 項	担当部課	回 答
I 教員の資質向上および指導体制の充実		
1) 教員を取り巻く労働環境の改善について		
<p>今年度も、教員の労働環境改善を第一に挙げさせていただきます。都教委では平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校における働き方改革の目的を「教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る」と定められました。今後はこの目的に沿って具体的な施策を立案、実施される段階になったと認識しております。一方、「東京都公立学校教員勤務実態調査」の結果では具体的な勤務ごとの時間数が挙げられていますが、休日さまざまな業務があり、残業時間も多く、結果として子供たちとしっかりと向き合う時間が持てなくなる、平日夜遅くまでの作業を余儀なくされるといった現状が明らかになっています。</p> <p>教職員一人ひとりの業務負担が少しでも軽くなり、ゆとりをもって児童に向き合えるよう、正規の勤務時間内では授業準備・学級運営といった子供たちの教育に関わる部分に最も時間を費やしてほしいと願っています。都として学校や教員に付随する業務の見直しなどを各区市町村と連携して行い、教員が子供たちと関わり、子供たちと向き合う時間をより上質なものにできるよう、教員の職場環境の改善を改めて要望します。</p>	総務部 教育政策課	平成30年2月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の長時間労働の改善に向けて、業務改善の推進や専門スタッフの活用など、総合的に対策を講じているところであり、引き続き取組を推進していきます。
2) 副担任制および教育支援要員について		
<p>前項は、その業務内容について見直しをお願いするものですが、子供たちの充実した学校生活や豊かな学びのために、副担任制および、教育支援要員の配置を引き続き要望いたします。勤務実態調査の数値でも明らかですが、実際に保護者は学校公開等で目にする教育現場で、個別の対応、新学習指導要領による授業内容の実施による教職員の負担を大きく感じています。少しでも負担を軽減し、教職員がゆとりをもって児童に向き合っていたきたいと願っています。教職員の方々の負担が多いと、児童すなわち我が子にとって良い結果が得られないと感じている保護者は少なくありません。業務負担軽減をはかる業務アシストの配置を実現し、少しでも多く、児童一人ひとりに目が届く授業指導ができるよう、都として奨めていただきたいと考えます。</p>	人事部 職員課	都教育委員会では、教員の業務負担を軽減するとともに、本来業務である児童への指導等に集中できる環境づくりを推進するため、平成30年度から、区市町村教育委員会が教員を補佐する非常勤職員を小・中学校に配置した場合に、その人件費を全額補助する「スクール・サポート・スタッフ配置支援事業」を実施しており、平成30年度は400校、平成31年度は1,000校と規模の拡充を図る予定です。スクール・サポート・スタッフの配置支援については、国の動向も見据えながら、希望する学校に配置が進むよう、努めていきます。
3) 専科教員等の配置について		
<p>家庭科、音楽、体育、図画・工作の専科教員の増員および専任の学校司書の配置を引き続き要望します。都の教職員定数配当基準により適切に算定されているとのことですが、各区市町村PTAからの要望として毎年挙げられている項目です。</p> <p>これらの専科については、専門的な知識や技術を伴う教科のため、学校により差が生じているという現状があります。専科教員が担当することにより、知識、技術の格差が減少し、担任の時間確保にもつながり、児童一人ひとりへ目が届くようになるという理由から、増員を強く要望します。また、英語教育についても、2016年度より各種英語教育推進事業を実施し、2017年度は新学習指導要領の移行に伴い、専門性の高い英語教員の活用を促進されていることは承知していますが、教材や環境づくりを強化すると共に、全ての児童が同等の教育を受けられるように、全ての小学校に向けて専科教員の早急な配置増員を要望します。</p>	人事部 人事計画課	教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく都の教職員定数配当基準により、適切に算定しています。小学校の学校司書は、県費負担教職員に位置付けられていません。また、司書教諭は、学校図書館法第5条第2項において、「教諭をもって充てる」とされており、学校図書館の利用指導は、司書教諭を中心とした学校の全教職員の協力体制の下で行われています。教職員定数を取り巻く厳しい状況の中、国の基準にない専任司書の配置は困難です。なお、平成32年度からの小学校英語教科化に向け、英語の専科指導教員の配置を進めています。都教育委員会は、国に対し、専科指導の充実を要望しています。

Ⅱ 心身共に健やかな子供の育成について

要 望 事 項	担当部課	回 答
1)学校教育における環境の整備について 今年の夏は大変な暑さとなり、全国的な調査では東京都の小学校の教室では冷房設置がなされているとの結果に安堵もいたしましたが、一方で夏季の猛暑の影響を懸念する声が年々都内各区市町村からも増加の一途であり、深刻な問題となりつつあります。特に体育館の空調整備を求める要望が多く寄せられています。気温の上昇により、児童が外遊びを制限されることにより、身体を動かす機会が減り、心身の育成にも影響を及ぼすことが心配されます。また、災害時の避難所として機能されなければならない体育館の空調拡充も今後も重要な課題であると考えます。これらの状況を踏まえて早急な対応を強く要望致します。	地域教育支援部 義務教育課	学校における児童・生徒の安全確保については、学校教育法第5条及び学校保健安全法第26条により学校の設置者が行うことになっています。都は、生徒の安心・安全な学校環境整備と、防災機能強化の観点から、国の学校施設整備補助金制度を活用して実施する施設整備に対して、平成30年度に、体育館等への空調設置に補助を行う制度を創設しました。 平成31年度以降はより設置を推進できるよう、対象とする事業の拡大を行い引き続き支援を行ってまいります。
2)特別支援教育(特別支援教室・特別支援学級)について 東京都特別支援教育推進計画(第二期)においては「区市町村の特別支援教育に対する支援の充実」が挙げられています。特別支援教室は、平成30年度には都内のすべての小学校に設置される見込みとなっているとされています。しかしながら、これにあたる支援員、教室における巡回指導教員、在籍学級担任の専門性の一層の向上や、人員の確保を求める声が挙がっております。小学校の指導対象児童数は今年発行の実例集に記載があるように増加の一途をたどっており、区市町村によっては想定を超えている事から、適切な指導や環境を享受できていない児童の存在は否めない状況だと認識しております。どの地域においても支援を必要とする児童が困難を改善・克服できるよう、要望します。	都立学校教育部 特別支援教育課	巡回指導教員は区市町村ごとに年度当初に週当たり1時間以上の指導を受ける児童10人につき1人の教員を配置しています。 また、特別支援教室設置校には臨床発達心理士等の巡回を行い、発達障害のある児童について、児童が抱える学習上、生活上の困難を的確に把握し、その困難に対応した専門的な指導・支援を実施するための助言を在籍校の教員に対して行っています。
3)スクールカウンセラーの配置について 東京都任用のカウンセラーの常時配置を要望します。不在による対応の遅れは、児童のみならず、保護者の信頼や心の安定を阻むものです。また、平日は仕事のために来校がかなわない共働きの保護者も時代と共に増加しており、土曜日に面談等ができるような体制を整備していただきたいと思えます。カウンセラーの常時配置を引き続き要望します。区市町村で配置されているカウンセラーにも同様の要望が寄せられているところです。都の配置であり、区市町村であり、相談したい時にいつでもカウンセラーがおり、かつ両者の連携がより緊密に図れるよう都としてリードしていただけるよう、対応を要望します。	指導部指導企画課	小学校におけるスクールカウンセラーについては、平成25年度から全校に配置して、いじめ、不登校をはじめとする問題行動等の対応に成果を上げています。なお、平成20年度からスクールカウンセラー配置事業に関する国の補助率が2分の1から3分の1になり、都の負担が増加する中で、平成28年度は、スクールカウンセラーの配置日数をこれまでの35日から38日に拡充し学校教育相談体制の更なる充実を図ったところです。今後も国の動向を踏まえながら、本事業の実施を検討していきます。なお、配置拡大のために都は、国に対して補助率の引き上げを要望します。
4)道徳教育のより一層の推進について 今年度より、いよいよ「道徳」が教科の一つとなりました。都教委では、家庭でも活用できる都独自の教材集の配布、また道徳授業地区公開講座で活用できるDVDの作成と啓発等の取組みをされているところですが、この道徳の教科化に、子供たちの多様性が損なわれる懸念や子供たちの内面性を評価することに対する危機感を依然として感じております。 いじめの報道は、途切れることがありません。画一的な価値観により個々の内面性を評価するのでは決してなく、多様な価値観を認め、一人ひとりの子供が尊重されるような道徳教育となるべく推進していただくことを要望します。	指導部 義務教育指導課	都教育委員会では、区市町村教育委員会や教育研究団体と連携し、道徳科の優れた授業実践の公開と参加教員による協議を通じて確かな指導力を身に付けるための「『特別の教科 道徳』授業力向上セミナー」を実施しています。平成30年度は計6回開催し、300名以上の教員が参加しました。セミナーでは、多様な価値観を認め、物事を多面的・多角的に捉えながら道徳性を育む「考え議論する道徳」を実現する手だてや、子供たち一人一人を認め励ます適正な評価の在り方等について、事例の紹介や協議を行っています。今後も引き続き、小・中学校における道徳授業の核となる、実践力のある教員を養成していくとともに、各学校が組織的に道徳教育の充実を図ることができるよう支援していきます。
5)ネットリテラシー教育ならびに小学生への性教育について 今年8月に第1回、11月に第2回の「性教育の手引き」作成委員会が開催され、都小Pからも検討委員として出席いたしました。当委員会では、人格の完成を目指す人間教育の一環として、人間尊重の精神に基づき、性教育について現代的な課題を踏まえた教員向けの手引を作成するとあります。 小学生の性教育に対しては、全学年を通して生命の尊さを重点的に指導していただくことが肝要と考えられます。現代においては、インターネットやスマートフォン等の普及により、性に関する情報が氾濫し年齢を問わず容易に手に入る環境におかれています。小学生のうちから性に関する基本的な知識を身に付けられるよう、また一人一人が適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育むことができるようすすめていただきたいと思えます。 また、生物学的な性の性別に関する自己意識が一致しない児童については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、児童の心情等に配慮したきめ細やかな対応が求められています。指導する教員、保護者への配慮が必要な事案も考えられます。児童、教職員、保護者が偏見等をもつことないよう指導、啓発を速やかにすすめていただくことを要望します。	指導部指導企画課	都教育委員会は、児童生徒が、正しい知識を身に付け、適切に意思決定や行動選択ができるよう、区市町村教育委員会と連携して各学校を支援してまいります。また、人権教育の実践的な手引きである「人権教育プログラム」に性的指向や性自認に関わる資料を掲載し、都内全公立学校の校長をはじめ全教職員に配布するとともに、人権教育の研修会などで活用し、教職員が児童の心情や保護者の意向に十分配慮して、児童からの相談にきめ細かく対応することや、必要に応じて関係医療機関とも連携することなどについて周知を図っています。

6) 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会開催にあたり		
<p>①オリンピック・パラリンピック教育 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催まで2年を切りました。この一大イベントは、東京都はもとより日本全国の子供たちの人生にとって、またとない貴重な体験になると考えます。東京都内の子供たちは、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質を、いわゆる「オリ・パラ教育」によって培われているところだと考えています。人生を豊かにするこれらの資質は、オリンピック・パラリンピックが終わったあとも、子供たちにとってかけがえのないものとなるはずですが、終了後も見据えた形でオリンピック・パラリンピック教育の引き継ぎの充実・推進をお願いいたします。</p>	指導部指導企画課	<p>①オリンピック・パラリンピック教育の推進にあたり、平成30年度からは、共生社会形成の担い手となることが期待される幼児・児童・生徒にとって必要な資質である「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」を重点的に育成してまいりました。平成31年度においても、3つの資質を重点的に育成するとともに、東京2020大会以降も長く続く教育活動となることを見据え、本教育を展開してまいります。今後、各学校の特色を生かし、家庭や地域等と連携を図りながら、東京2020大会以降も長く続けていく教育活動となるよう、「学校2020レガシー」の構築に向けた取組を進めます。「学校2020レガシー」は、各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、5つの資質の育成と関連付けて発展させてきた活動、もしくはこれを契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校経営方針、教育目標、幼児・児童・生徒の実態、地域性等を鑑み、学校の特色としてこれからも継続させる活動を、各学校一つ以上設定することとしています。</p>
<p>②大会開催期間中における課外学習活動について 大会開催期間中、大型観光バス不足が懸念されることから、組織委員会からの要請を受け、文科省から各都道府県教育委員会に、課外学習活動などの自粛が求められているということです。しかしながら、それによってその学年だからこそ得る貴重な学びの場を失う事も考えられます。代替となる活動、オリンピックに積極的にかかわることのできる機会等、各区市町村教委へ都としての取組み・代替案、明確な方針をご提示いただくことを強く要望します。</p>	指導部指導企画課	<p>②大会開催期間中の活動やオリンピック・パラリンピックに関わる機会として、都では、オリンピック・パラリンピック教育の集大成として、東京2020大会の競技を、学校単位で直接観戦する機会を提供することとしています。観戦に当たり、観戦チケットを都で費用負担し、希望する学校へ用意します。この観戦チケットの配券に当たっては、通常学校が行う課外学習活動等の日程やその他の意向を確認し、可能な限り観戦日時・競技の配慮を行います。</p>
<p>③ボランティア 東京都の小中学生は、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の都市ボランティア・大会ボランティアには、年齢制限のため応募や参加ができません。そこを補完するかたちで、また子供たちの〈ボランティア活動の啓発〉そのものために「東京ユースボランティア・バンク」が開設されているのだと理解していますが、こちらへの学校登録数などはその後伸びているのでしょうか。「ボランティアマインド」を養うにあたっては、ボランティアを実際に経験する事が大きく影響すると考えます。「東京ユースボランティア・バンク」を含め、小中学生が経験可能なボランティア環境の充実に向け、取り組みを一層進めて頂きますようお願いいたします。</p>	指導部指導企画課	<p>③「東京ユースボランティア・バンク」について、開設年の平成29年8月時点の登録校数157校から、平成31年2月18日現在、560校が登録しています。子供たちのボランティアマインドの醸成を図るため、「東京ユースボランティア」の更なる内容充実とともに、引き続き、小中学生が経験可能なボランティア活動の情報の発信を行ってまいります。</p>
<p>④体力向上と基本的生活習慣の改善を目指して かねてより、東京都の小学生の体力・運動能力は全国平均に比べて低い状況でしたが、都教委が推進されている「アクティブプラン to 2020」の取り組みが奏功し、最近では改善されつつあるようです。体力向上への課題として「運動時間の減少」「携帯電話・タブレット端末・パソコンの使用時間の増加」が示されており、さらに「アクティブプラン to 2020」の目標項目には、「朝食摂取率の改善・向上やSNSの使用時間の減少等により、基本的生活習慣を改善・定着」とあります。保護者・家庭ありきの課題であるようにも思われますが、現代では家族の在り方も多様化しております。学校での指導に留まらず、保護者が自発的に生活習慣の改善を促進できるよう、取り組みの更なる周知・保護者への啓蒙につながる施策推進をお願いいたします。</p>	指導部指導企画課	<p>④平成28・29・30年度の3年間、アクティブライフ研究実践校として、健康教育に先進的に取り組む小学校20校を指定し、健康増進と体力向上に取り組んでまいりました。平成31年度は、都内全公立小学校をアクティブライフ研究実践校として位置付け、これまでの優れた取組や実践を展開することにより、健康教育の推進に取り組んでまいります。</p>

Ⅲ 子供を取り巻く学校外の安全について

1)通学路における安全確保・事故防止に向けて

<p>① 通学路における安全確保 先の大阪での地震では、通学路において倒壊したブロック塀により犠牲となった小学生の痛ましい事故がありました。 各小学校では、通学路における児童の安全確保に常に頭を悩ませており、当協議会にも様々な要望が寄せられています。各学校では年度当初などに「通学路の安全点検」を行っています。現状の通学路に「歩道が無い・狭い」「信号や横断歩道が無い」「ガードレールが無い」などの危険な要素があり、その通学路を変更することも難しい場合、道路環境を整備して頂くしかありませんが、そのためには、学校、市区町村の教育委員会、警察署を通じて要望をあげるのが正しいプロセスなのでしょうか。通学路は学校が独自に指定するものだと考えられますが、地域によっては通学路が国道であったり、都道であったり、市区町村の道路であったりと、対象となる道路の設置者はさまざまです。ある町立小学校のPTAからは、『町に要望しても、「管轄が都のため、都と協議し要望していく」で終わり、ほとんど改善されない』という訴えを頂いています。同じような課題を抱える各地区PTAへしっかりとフィードバックをするためにも、道路環境の整備にあたり適切なプロセスをご教示頂くとともに、都教委として都内全域の現状把握を行い、各区市町村へ安全対策・点検の実施を促すようお願いいたします。</p>	<p>地域教育支援部 義務教育課</p>	<p>①通学路の安全を確保するためには、通学路交通安全プログラムに基づく定期的な合同点検と対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして実施し、関係機関との連携による継続的な取組として推進することが必要です。都においては、国通知等を踏まえ、各地域において関係機関との連携による継続的な取組を推進するよう、区市町村教育委員会に対して周知しています。</p>
<p>②保護者を巻き込んだ交通安全教育 各小学校では、かねてより都教委の「安全教育プログラム」を通じ、自転車の運転ルールを含め、子供たちへの基本的な安全指導が実施されていることと認識しております。子供たちは、学校での交通安全教室を経て、自転車で乗ることを許可されるわけですが、その一方で、実際に子供たちが街中で交通ルールとどのように向き合っていくか、という点においては、各家庭の保護者の影響が大きいと言ったことも実感しています。児童の在学中に、交通安全教室が一度しか行われない学校もあると聞いていますが、保護者を巻き込んで交通安全への意識づけを高めるためには、交通安全教室や講習会など、なんらかの交通安全教育を定期的・継続的に実施する環境が必要で、「安全教育プログラム」が掲げる「安全教育の3領域」(生活安全・交通安全・災害安全)はどれも欠かすことのできないものですが、小学生が被害者あるいは加害者として巻き込まれる交通事故を少しでも減らすため、交通安全教育の定期的な実施と保護者の意識づけ向上に向けた情報発信の充実をお願いいたします。</p>	<p>指導部指導企画課</p>	<p>②都教育委員会が毎年全教員に配布している「安全教育プログラム」では、児童が自転車に乗る際のルールについて指導するために、各学校が必ず指導する基本事項として、「自転車の安全な利用と点検・整備」を示し、どの学校においても交通安全教育を推進するよう指導しています。特に「安全教育プログラム」では、安全教育(生活安全・交通安全・災害安全)の年間指導計画を作成する際は、教科等の指導計画と関連付け、学校全体の指導の系統性・整合性を図って作成する必要性を示しています。また、学校安全計画の全体計画例等では家庭・地域・関係機関との連携を踏まえた内容を掲載しています。なお、保護者の意識づけに効果的な情報発信等については、児童への交通安全教育を推進する上で、家庭の協力が不可欠であることを踏まえて、学校公開等を活用して児童の交通安全教室へ保護者の参加を促し、学校と保護者とが協力して取り組む交通安全教育を引き続き推進してまいります。</p>

Ⅳ 家庭を含む地域の教育力向上への支援

1) 島しょ地区への支援について

<p>都教委では、年3回の「島しょ関係指導主事等連絡協議会」開催、「都教委訪問」等、島しょ地区の学校教育の資質向上をはかっているところですが、現場から以下のように要望が挙げられています。</p> <p>①赴任する教職員について 島しょにおいて、教職員は通常の任地よりも地域の特性として多様性や関わりを求められる傾向にあり、経験の浅い教員では負担がかかることもあります。配置人数は少なくとも経験値においてバランスがとれるような人事を、教職員の労働環境、また地域からの観点の双方より要望します。</p>	<p>人事部職員課</p>	<p>①教員の配置に当たっては、異動要綱に基づき、経営計画を踏まえた校長の人事構想に配慮して、きめ細かな対応を行っています。 今後とも、柔軟な異動等を行うことにより、校長の学校経営を支援していきます。</p>
<p>②総合的な学習ならびに国際交流について 外部講師による授業、ならびに「オリ・パラ教育」に象徴されるような国際交流への取組みは、都の教育委員会でも推進しているところですが、島しょにおいてはその機会もまた限定的であるように思われます。学力向上のためにも企業や地域の支援を受けられるよう、海外からの来島者と国際交流の充実をはかれるよう、都としての取り組みを望みます。</p>	<p>指導部指導企画課</p>	<p>②都教育委員会は、多くの学校で、自校に合った多様な国際交流が実施できるよう、ワンストップで支援を行う「東京都国際交流コンシェルジュ」を昨年10月に稼働しました。 「国際交流コンシェルジュ」は、交流可能な海外の情報を閲覧できるデータベースを備えたウェブサイトのほか、学校に代わって、交流希望先との連絡・交渉や、国際交流に関する相談対応等を行う機能を有しています。その中では、海外への渡航や海外からの留学生受入れなどのほか、オンライン(スカイプ等)での交流や、児童・生徒の作品等の交換など、多様な交流を提供しています。 今後、「国際交流コンシェルジュ」の活用を促進することにより、多くの学校が、自校に合った交流が可能となるよう支援していきます。</p>

V 質疑応答・意見交換

<p>【都小P】①最近では、都内公立小学校に外国籍の児童も多く学ぶようになりました。このように日本語を母国語とせずかつ英語を母国語としない児童への対応、同じくその保護者への連絡文書などで都として実施していることはありますか。</p>	<p>地域教育支援部 義務教育課</p>	<p>平成31年度はICTを活用して教職員が学習指導や就学手続きなどで、児童生徒や保護者との会話を円滑に行うことができる多言語翻訳システムの導入に対し、区市町村への補助を実施しております。</p>
	<p>指導部指導企画課</p>	<p>外国人児童・生徒用の日本語テキストとして、中国語、フィリピン語を始め22言語に対応した「たのしいがっこう」を作成しています。また、日本語指導の充実を図ることを目的に、「日本語指導ハンドブックその1」(初級者対象)及び「日本語指導ハンドブックその2」(中級者対象)を作成しています。「たのしいがっこう」、「日本語指導ハンドブックその1」及び「日本語指導ハンドブックその2」は東京都教育委員会のホームページに掲載し、必要に応じダウンロードして活用できるようにしています。</p>
<p>【都小P】②発達障害、または疑いのある支援を必要とする児童へのスクールサポートスタッフの活用状況を具体的に教えてください。また、早急に配置をすすめていただきたいと思います。</p>	<p>人事部職員課</p>	<p>スクール・サポート・スタッフについて 「スクール・サポート・スタッフ」は、印刷や実習の準備など、生徒指導以外の教員の業務をサポートする非常勤職員です。したがって、教室等での児童・生徒への指導に入ることは想定していません。</p>
	<p>都立学校教育部 特別支援教育課</p>	<p>発達障害児童への支援員について 小・中学校において、障害のある児童・生徒に対して支援を行う「特別支援教育支援員」について、市町村における計画的配置が可能となるよう、配置に要する経費について、国が平成19年度から地方財政措置を行っています。 また、平成31年度国の施策及び予算の提案要求において「小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒の指導を行うために必要な教員定数の改善及び特別支援教育支援員の地方財政措置の拡充」を、国(文科省)に対して求めています。</p>